

※本仕様書は、当該業務の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な仕様書は、受託者決定後に協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

「位置情報データを活用した観光プロモーション・ 効果検証業務」企画提案仕様書

1 業務名

位置情報データを活用した観光プロモーション・効果検証業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

位置情報データを基にした人流分析ツール「おでかけウォッチャー」（以下、「分析ツール」という。）により把握した観光動向に基づき、観光プロモーションを企画・実施する。また、当該観光プロモーションが有効に働いたか、分析ツールを活用して効果検証を行う。

4 業務内容

（1）分析ツールを活用した観光プロモーション

分析ツールを活用し、県内観光地10か所における観光客数や観光客属性、周遊状況等の観光動向を把握し、観光プロモーションを企画・実施すること。なお、県内観光地10か所は、県と協議の上で決定すること。

観光地の観光動向については、県や市町村単位別の観光動向と比較しながら、特性を把握すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大前後の変化などを踏まえた年別や、季節別の傾向等も把握すること。

観光プロモーションは、県内観光地10か所の中から県と協議の上で1か所を選定し、選定した観光地に関する観光プロモーションを行うこと。

観光プロモーションの内容は、あらかじめ期待効果を設定した企画案を作成し、県と協議して決定すること。

観光プロモーションは、観光地の特性や観光客の年代・居住地等の属性に応じてターゲティングを行うこと。また、普遍的なプロモーションと比較してターゲティングを行った効果が期待できる内容とすること。プロモーションに必要なコンテンツは受託者が制作し、効果的な広告媒体を利用して発信すること。

プロモーション方法について、制作するコンテンツ、利用する広告媒体、期待される効果、スケジュール等を企画提案書で提案すること。

前段の提案にあたっては、鴨川市の「菜な畑ロード」にかかるプロモーションを例に企画すること。

【分析ツールの利用に係る留意事項】

- ・株式会社ブログウォッチャーが提供する「おでかけウォッチャー」（国内版で観光地が2,000スポット登録できるもの）を利用すること。
- ・分析ツールは県職員、千葉県観光物産協会職員（以下、「県職員等」という。）及び受託者が利用できるように、2IDを追加すること。
※受託者の利用IDは1IDを想定しているが、これ以上必要な場合はその分追加すること。
- ・分析ツールの利用申込は県が行い、分析ツール利用にかかる費用は委託料に含み、受託者が支払うこと。
- ・県職員等に対して、分析ツールの操作方法等に係る日常的なサポートを行うこと。

（２）観光プロモーションの効果検証

観光プロモーション実施後は、企画作成時に設定した期待効果が得られたかを検証し、結果を県に報告すること。効果を得られなかった場合は改善方法を提案すること。

本業務で行う効果検証には、分析ツールを活用し、県が過去に行った観光プロモーション効果との比較も行い、観光動向に与える影響など、効果の大きさや傾向等の違いを分析すること。

（３）報告書の作成

（１）及び（２）の業務の実施内容や結果、県への報告事項については報告書を作成し、契約期間内に電子データで県へ提出すること。

５ 経費

委託料の上限は、15,141,940円（消費税及び地方消費税込み）とし、本業務の実施に要するすべての経費は、これに含まれるものとする。

６ その他留意事項

- （１）企画提案書に事業実施スケジュールを記載し、業務の進捗を適切に管理すること。また、業務の進捗に遅れが見られる場合は、速やかに県に報告すること。
- （２）業務進捗状況等を把握するため、県と適宜打ち合わせを行うこと。打ち合わせ内容は電子データで報告書を作成し、速やかに県に提出すること。
- （３）業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- （４）業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (5) 業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受注者は、業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本業務により得た成果物に係る権利については、県に帰属するものとする。
- (9) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受注者は遅滞なく協議を行うものとする。